

漁場機能維持管理事業のうち 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

1 趣 旨

第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生の抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、平成21年7月15日に公布・施行され、漂流・漂着物の問題は、本法に則した政策の実施が求められているところである。また、近年、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

そのような中、漁場に流入し滞留している漂流物については、漁業者が漁業活動中に回収を行っているところであるが、漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減を図る必要がある。

また、漂流・漂着物のうち、漁業系資材について削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及や現場での実証的な試験・技術開発による、更なるコスト削減を図るとともに、使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、これらの適正な保管・処理を推進する必要がある。

2 事業内容

(1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援する。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。

(2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業

流木などの大型漂流物やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物である場合に漁場からの回収、処分を専門業者に依頼する費用及び漂流物による被害の著しい漁場において漁業活動中に回収した漂流物を処分するための費用を助成する。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成25年度概算要求額（前年度予算額）

43,857千円（0千円）

（目）漁業経営安定事業費補助金

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-6744-2382（直）

漁場漂流・漂着物対策促進事業

○漂流・漂着物発生源対策等普及事業

【これまでの成果】

漂流・漂着物のうち、カサばる為運送費が高額であったり、細かく碎けて収集が困難になってしまう漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について溶融、圧縮、破碎による減容処理手法の開発、油化技術の検討を実施。〔漂流・漂着物処理推進モデル事業（平成19年度～平成21年度）〕

【判明した問題点】

- ・普及には専門家によるコンサルティングが必要
- ・実証試験による更なるコスト削減
- ・使用済み漁具の適正な保管・処理の推進等



現地における普及



運搬コスト削減



使用済み漁具

【問題点への対応】

平成22、23年度においては、リサイクル手法の技術開発の成果普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うと共に、漁業系資材による漂流・漂着物の発生源対策の一環として使用済み漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処分処理法について検討を行った。



【既存の事業結果を踏まえ】

- ①漂着物リサイクル対策：コスト削減のための漂流・漂着物のリサイクル手法の現地での実証試験
- ②普及コンサルティング：リサイクル手法の成果の普及、コンサルティング
- ③リサイクル技術の開発：水産一次加工用のボイラー、燃料等現地でリサイクル可能な技術の開発
- ④使用済漁業系資材対策：使用済み漁業系資材の実態調査、適正な保管・処分方法の検討

○漁場漂流・漂着物対策促進事業

流木などの大型漂流物やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物である場合に漁場からの回収、処分を専門業者に依頼する費用及び漂流物による被害の著しい漁場において漁業活動中に回収した漂流物を処分するための費用の一部を助成する。

漁場漂流・漂着物対策促進事業費の対象海域

